

課題の整理と今後の方向性について（案）

（権利擁護の推進）

基本方針 2 住み慣れた地域で安心・安全な生活を続けるために

（5）権利擁護の推進

判断能力が低下したために、契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者の日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後見制度の周知や利用の促進に努めます。

また、在宅で暮らす単身高齢者、認知症高齢者等が増加することから、消費者被害や高齢者虐待の防止に努めるとともに、権利擁護に関する市民意識を高め、理解を深めるための取組みを行います。

① 成年後見制度の利用促進

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方が、不利益を被ったり消費者被害に遭ったりすることを防ぎ、本人の権利と財産を守り生活を支援するために成年後見制度があります。市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条~~（平成28年5月施行）~~に基づき、「富士見市成年後見制度利用促進計画」を定め、本計画の上位計画である「第3次富士見市地域福祉計画」に位置づけています~~ました~~。この成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用促進に向けて総合的な支援体制の整備を図ります。

● 成年後見制度の普及

成年後見制度の内容や手続きの方法について、市ホームページやパンフレット等~~を活用し、~~の活用のほか、成年後見制度に係る講座を開催し、市民や関係者への普及啓発に努めます。

● 地域連携ネットワークの構築づくりの推進

行政、司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築することが必要です。このため、地域の関係者や専門職団体が「チーム」で本人と後見人を支えていく体制づくり、~~チームを支援し、地域課題の検討や調整を行う「協議会」の運営などを段階的に整備していきます。~~個別事案対応における支援や地域課題の検討・協議を行う「富士見市成年後見制度利用促進協議会」の運営などを通じて、地域連携ネットワークづくりの推進を図ります。

● 中核機関の整備充実

地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置し、体制を整備してまいります。

令和3年度に地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）業務を社会福祉協議会に委託し、成年後見センターふじみを設置しました。中核機関では以下の4つの業務を段階的・計画的に取り組んでまいります。今後、以下の業務を行うため、中核機関の体制の充実を図ります。

- ・相談業務
- ・広報業務
- ・成年後見制度利用促進業務
 - ア) 受任者調整（親族後見人、専門職団体、家庭裁判所との調整・連携）
 - イ) 担い手の育成（市民後見人養成講座）と活動支援
- ・後見人支援業務
 - ア) 後見人等からの相談
 - イ) 市民後見人のフォローアップ研修

【図表 中核機関】

区分	第8期計画実績値			第9期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談実人数	73人	79人	人	115人	139人	163人
相談延べ件数	209件	271件	件	394件	476件	559件

● 市民後見人養成講座の開催

成年後見制度の必要性が一層高まっている中、弁護士等の専門職後見人がその役割を担うだけでなく、制度が必要な方を地域の中で支えていく市民後見人の育成が求められています。本市では、平成25年度、平成28年度、令和2年度、令和5年度に市民後見人養成講座を社会福祉協議会に委託し実施しました。これまでに__名の方が修了し、一部の方は成年後見センターにおいて市民後見人または社会福祉協議会の法人後見業務において、法人後見支援員として活動しています。後見等成年後見制度を必要とする方が、必要な支援を受けられるよう、今後も計画的な養成を行ってまいります。

また、市民後見人が安心して活動できるよう、中核機関が市民後見人からの相談にも対応します。

- **成年後見制度利用支援事業の推進**

認知症等のために判断能力が不十分な高齢者で、身寄りのない方や親族等の援助が受けられない方に対して、市長申立てによる成年後見制度の利用を図ります。また、後見人等への報酬を負担することが経済的に困難な被後見人等に対して、報酬の助成を行います。

—【図表】成年後見制度利用支援事業—

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数	1件 10件	0件 12件	1件 14件	8件	10件	12件
報酬助成人数	10大 12大	11大 15大	1大 18大	15大	18大	21大

- **成年後見センター（社会福祉協議会）—社会福祉協議会との連携**

判断能力が十分でない方の財産や権利を守り生活を支援するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になる「法人後見」を行っています。法人後見業務の一部を行う法人後見支援員や法人後見支援員を経て市民後見人を目指したい方など、一般市民の活躍を支える場にもなっています。成年後見制度を必要としている方の支援や市民後見人の育成について、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。

② **虐待防止に向けた取組み強化**

高齢者虐待については、全国的に増加傾向にあり、対策が急務となっています。本市においても、高齢者の権利が侵害されることを防ぐとともに、意識の啓発に努め、関係機関と連携し、適切な対応をしていきます。

- **虐待防止のネットワーク体制の構築**

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や家族に対する支援を開始することが重要です。地域包括支援センターを中心に民生委員や地域と協力・連携し、虐待を未然に防ぐとともに、早期発見に向けて対応していきます。また、二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議を通し、課題解決に向けた検討や研修を実施し、関係者の連携強化に努めます。

- **関係機関の相談・支援体制の整備及び連携強化**

高齢者虐待に関する通報を受けた場合、地域包括支援センターや関係機関と

緊密に連携を図り、通報を受けた事案への速やかな対応を行うとともに、その後の支援で高齢者の安全を確保することが重要です。

本市においては、庁内に設置された配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議における連携や住基支援措置連絡票の活用により、虐待などを未然に防ぐための情報共有をしています。今後も連携を図りながら、速やかな対応に努めます。

● 虐待防止に関する普及啓発

ケアマネジャーや介護サービス事業所等の関係者、市民の方々に対し、高齢者虐待の早期発見とその予防につながるよう、高齢者虐待防止の講演会等を行い、周知をしていきます。

また、介護者の心身の負担軽減も虐待防止の効果が期待されるため、介護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

● 介護サービス事業所への協力依頼

介護サービス事業所における虐待に関する通報も増加傾向にあります。を未然に防ぐため、高齢者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例の理念を受け、介護サービス事業所に対して虐待を防止するための従業者に対する研修の実施や、利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備といった内容から構成される「高齢者の虐待防止に関する事項」を運営規程等に定めるよう助言しています。今後も実地指導等の場において取組み状況を確認していくとともに、適切に情報共有しながら取組みを進めていきます。